



ご注意下さい！！

社会保険等未加入企業は 一次下請になれません！！

● 以下の事項を必ずご確認下さい！ ●

- ✓ ① 沖縄総合事務局直轄工事では社会保険等^(※1)未加入建設業者^(※2)との一次下請契約は原則的に禁止です！

→ 契約違反の場合は制裁金の請求等が行われます。

(※1)雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のすべてをいいます

(※2)これらの保険が「適用除外」となる方を除きます

＜例外的に契約締結が認められる場合＞

特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、これらを有する業者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事が困難となることが明らかな場合です。

一方、以下の場合は、例外に該当しないと考えられます。

- ・長年の元下請業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

→ 元請業者の方は、契約締結が可能かどうかについては、あらかじめ発注者に相談することができます。

- ✓ ② 一次下請契約を締結する前に、相手方の社会保険等の加入状況をチェックして下さい！！

＜具体的なチェック方法の例＞

- ✓ ・経営事項審査総合評定値通知書の写しをチェック！
- ✓ ・保険料の領収済通知書等関係資料の写しをチェック！
- ✓ ・【雇用保険】

厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイトでチェック！

http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D

- ✓ ・【健康保険及び厚生年金保険】

各年金事務所備え付けの、当該年金事務所が管轄する健康保険及び厚生年金保険適用事業所の「適用事業所一覧表」でチェック！

～詳細は「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を参照して下さい～

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html



- ✓ ③ 二次以下の下請業者を含むすべての社会保険等未加入建設業者については、会社名等が建設業許可部局に通報されます！！！